

令和6年第3回都城市議会定例会（6月）

（議案第62号～第76号）

令和6年第3回都城市議会定例会付議事件名表（6月）

種類	番号	件名	頁
議案	62	専決処分した事件の報告及び承認について	1
議案	63	専決処分した事件の報告及び承認について	37
議案	64	専決処分した事件の報告及び承認について	47
議案	65	専決処分した事件の報告及び承認について	別冊
議案	66	都城市退職年金の年額の改定に関する条例の一部を改正する条例の制定について	55
議案	67	都城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	63
議案	68	都城市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	71
議案	69	都城市公営型地域優良賃貸住宅条例の制定について	77
議案	70	令和6年度都城市一般会計補正予算（第2号）	別冊
議案	71	工事請負契約の締結について	97
議案	72	工事請負契約の締結について	101
議案	73	議決事項の変更について	105
議案	74	議決事項の変更について	113
議案	75	財産の取得について	119
議案	76	宮崎県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について	123

議案第62号

専決処分した事件の報告及び承認について

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、都城市税条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、その承認を求める。

令和6年6月10日提出

都城市長 池田 宜永

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、専決処分する。

都城市税条例の一部を改正する条例の制定について（別紙）

理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 2 号）及び地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 34 号）が令和 6 年 2 月 21 日に施行され、地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 136 号）等が令和 6 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、緊急に都城市税条例（平成 18 年条例第 99 号）の一部を改正する必要があるが生じたが、議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、専決処分するものである。

令和 6 年 3 月 3 1 日専決

都城市長 池 田 宜 永

都城市税条例の一部を改正する条例

都城市税条例（平成18年条例第99号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（寄附金税額控除）</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金<u>若しくは金銭</u>を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>（1）～（8） （略）</p> <p>（9） 所得税法第78条第3項に規定する<u>特定</u>公益信託（宮崎県知事又は宮崎県教育委員会の所管に属するもので、主たる受益の範囲が市の区域内であるものに限る。）の信託財産とするために支出した<u>金銭</u></p> <p>（10） （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（市民税の減免）</p> <p>第51条 （略）</p> <p>2 前項の規定<u>によって</u>市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けよう</p>	<p>（寄附金税額控除）</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>（1）～（8） （略）</p> <p>（9） 所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託（宮崎県知事又は宮崎県教育委員会の所管に属するもので、主たる受益の範囲が市の区域内であるものに限る。）の信託財産とするために支出した<u>当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金</u></p> <p>（10） （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（市民税の減免）</p> <p>第51条 （略）</p> <p>2 前項の規定<u>により</u>市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けよう</p>

とする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、前項第6号に関してはこの限りでない。

(1)～(3) (略)

3 第1項の規定によって市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとするものがすべき申告)

第55条 (略)

第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済

する事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1)～(3) (略)

3 第1項の規定により市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとするものがすべき申告)

第55条 (略)

第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第152条第5項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済

組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所属に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

(固定資産税の減免)

第71条 (略)

2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(5) (略)

3 第1項の規定によって固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 (略)

2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者

組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所属に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

(固定資産税の減免)

第71条 (略)

2 前項の規定により固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1)～(5) (略)

3 第1項の規定により固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 (略)

2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者

者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

3 第1項の規定によって特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

附 則

(公益法人等に係る市民税の課税の特例)

第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条 (略)

は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1)～(3) (略)

3 第1項の規定により特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

附 則

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条 (略)

(令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例)

第5条の2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の

4 第4項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り、以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

3 第1項の規定は、令和6年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 (略)

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 (略)

(令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第7条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者(次条及び附則第7条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。)の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、前条及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の7第2項、第47条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の7第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第47条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における

前々年中」と、「前々年中」とあるのは「、附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例)

第7条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第41条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項に

において「第1期納期」という。)においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第40条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第40条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の

分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においては、第4期納期においては、その者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第47条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第7条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条の2第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第47条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項に

において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）及び第47条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額

をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2. 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収す

べき額」とする。

3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額

控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第47条の5第2項の規定により読み替えられた第47条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第47条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第7条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、附則第7条の4及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 (略)

- 2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び前条の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。
- 3 前項の規定の適用がある場合における第34条の9第1項の規定の適用については、同項中「前3条」とあるのは、「前3条並びに附則第8条第2項」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2～7 (略)

- 8 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
- 9 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
- 10 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
- 11 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 12 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に

第8条 (略)

- 2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。
- 3 前項の規定の適用がある場合における第34条の9第1項、附則第7条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第8条第2項」と、附則第7条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第8条第2項及び」と、前条中「附則第7条の4及び」とあるのは「附則第7条の4、次条第2項及び」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2～7 (略)

- 8 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
- 9 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
- 10 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
- 11 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 12 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に

規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

13 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

14 (略)

15 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

16 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

17 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

18 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

19 (略)

20 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2 (略)

規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

13 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

14 (略)

15 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

16 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

17 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

18 (略)

19 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2 (略)

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定に関わらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

3 (略)

4 (略)

5 (略)

6 (略)

7 (略)

8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(7) (略)

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

10 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専

4 (略)

5 (略)

6 (略)

7 (略)

8 (略)

9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(7) (略)

10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

11 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専

有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(5) (略)

13 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

14 (略)

(土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度

有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

13 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(5) (略)

14 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 施行規則附則第7条第18項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

15 (略)

(土地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度

分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第11条 (略)

(令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例)

第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和4年度分又は令和5年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地であって、令和5年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて

分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第11条 (略)

(令和7年度又は令和8年度における土地の価格の特例)

第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和7年度分又は令和8年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地であって、令和8年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて

得た額。以下この条において同じ。)に100分の5(商業地等に
 係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5)を乗
 じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあって
 は、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該
 年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条
 から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるとき
 は、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該
 宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額
 とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産
 税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産
 税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び
 令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固
 定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の
 課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業
 地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法
 附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等
 であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た
 額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準
 となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合に
 は、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び
 令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固
 定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課
 税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等
 が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則
 第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等である
 ときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を

得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た
 額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税につい
 て法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定
 の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に
 定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固
 定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産
 税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場
 合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令
 和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅
 地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固
 定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額
 (当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条
 の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受け
 る商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を
 乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税
 の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超
 える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額と
 する。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令
 和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅
 地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固
 定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額
 (当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の
 3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受け
 る宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じ

当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

（農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第13条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額

て得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

（農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第13条 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額

が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

（略）

（特別土地保有税の課税の特例）

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項

が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

（略）

（特別土地保有税の課税の特例）

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和9年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項

の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の3 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の4 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の3 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の4 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

4 (略)

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次の各号に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条 (略)

2～4 (略)

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

4 (略)

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次の各号に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条 (略)

2～4 (略)

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用につい

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

ては、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の3 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

6 (略)

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第22条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た

段の規定による市民税の所得割の額」とする。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の3 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

6 (略)

(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第22条 宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た

額。以下同じ。)に100分の5(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を

額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規

乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。

(農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第23条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の

定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。

(農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第23条 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の

都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

（略）

都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

（略）

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）第56条の改正規定 令和7年4月1日

（2）第34条の7第1項第9号の改正規定及び附則第4条の2を削る改正規定並びに次条の規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第 号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条第2号に掲げる規定による改正後の都城市税条例第34条の7第1項第9号の規定の適用については、同項第9号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の都城市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第

- 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び第4項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：総務部市民税課】

条例名	【専決処分した事件の報告及び承認】 都城市税条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	令和 6 年 4 月 1 日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の 目的・背景	地方税法等の改正に伴い、国の施策に基づく下記の事項等について規定する必要があったため、標記条例に係る専決処分をしたことについて報告し、その承認を求めるもの。		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	<p>1 主な改正点</p> <p>(1) 第 34 条の 7 【寄附金税額控除】 法改正にあわせて改正 公益信託に関する法律の施行日の属する年の翌年の 1 月 1 日施行</p> <p>(2) 第 51 条 【市民税の減免】 職権による減免を可能とする規定の追加 R 6. 4. 1 施行</p> <p>(3) 第 56 条 法改正にあわせて改正 R 7. 4. 1 施行</p> <p>(4) 第 71 条 【固定資産税の減免】 職権による減免を可能とする規定の追加 R 6. 4. 1 施行</p> <p>(5) 第 139 条の 3 【特別土地保有税の減免】 職権による減免を可能とする規定の追加 R 6. 4. 1 施行</p> <p>(6) 附則第 4 条の 2 【公益法人等に係る市民税の課税の特例】 規定を削除 公益信託に関する法律の施行日の属する年の翌年の 1 月 1 日施行</p> <p>(7) 附則第 5 条の 2 【令和 6 年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例】 法改正にあわせて改正 R 6. 4. 1 施行</p> <p>(8) 附則第 6 条 【特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例】 法改正にあわせて改正 R 6. 4. 1 施行</p> <p>(9) 附則第 7 条の 5 【令和 6 年度分の個人の市民税の特別税額控除】 法規定の新設にあわせて新設 R 6. 4. 1 施行</p> <p>(10) 附則第 7 条の 6 【令和 6 年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例】 法規定の新設にあわせて新設 R 6. 4. 1 施行</p> <p>(11) 附則第 7 条の 7 【令和 6 年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例】 法規定の新設にあわせて新設 R 6. 4. 1 施行</p> <p>(12) 附則第 7 条の 8 【令和 7 年度分の個人の市民税の特別税額控除】 法規定の新設にあわせて新設 R 6. 4. 1 施行</p> <p>(13) 附則第 8 条 【肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例】 法改正にあわせて改正 条例の条ズレによる改正 R 6. 4. 1 施行</p> <p>(14) 附則第 10 条の 2 【法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合】 法改正にあわせて改正 条例の条ズレによる改正 R 6. 4. 1 施行</p> <p>(15) 附則第 10 条の 3 【新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告】 法改正にあわせて改正 R 6. 4. 1 施行</p>		

	<p>(16) 附則第 11 条【土地に対して課する令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義】 法改正にあわせて改正 R 6. 4. 1 施行</p> <p>(17) 附則第 11 条の 2【令和 7 年度又は令和 8 年度における土地の価格の特例】 法改正にあわせて改正 R 6. 4. 1 施行</p> <p>(18) 附則第 12 条【宅地等に対して課する令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の固定資産税の特例】 法改正にあわせて改正 R 6. 4. 1 施行</p> <p>(19) 附則第 13 条【農地に対して課する令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の固定資産税の特例】 法改正にあわせて改正 R 6. 4. 1 施行</p> <p>(20) 附則第 15 条【特別土地保有税の課税の特例】 法改正にあわせて改正 R 6. 4. 1 施行</p> <p>(21) 附則第 16 条の 3【上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例】 法改正にあわせて改正 R 6. 4. 1 施行</p> <p>(22) 附則第 16 条の 4【土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例】 法改正にあわせて改正 R 6. 4. 1 施行</p> <p>(23) 附則第 17 条【長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例】 法改正にあわせて改正 R 6. 4. 1 施行</p> <p>(24) 附則第 18 条【短期譲渡所得に係る市民税の課税の特例】 法改正にあわせて改正 R 6. 4. 1 施行</p> <p>(25) 附則第 19 条【一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例】 法改正にあわせて改正 R 6. 4. 1 施行</p> <p>(26) 附則第 20 条【先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例】 法改正にあわせて改正 R 6. 4. 1 施行</p> <p>(27) 附則第 20 条の 2【特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例】 法改正にあわせて改正 R 6. 4. 1 施行</p> <p>(28) 附則第 20 条の 3【条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例】 法改正にあわせて改正 R 6. 4. 1 施行</p> <p>(29) 附則第 22 条【宅地に対して課する令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の都市計画税の特例】 法改正にあわせて改正 R 6. 4. 1 施行</p> <p>(30) 附則第 23 条【農地に対して課する令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の都市計画税の特例】 法改正にあわせて改正 R 6. 4. 1 施行</p>
関係する法令及びその条項	地方税法（昭和 25 年法律第 226 号） 地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号） 他
制定改廃を要する関係条例等	なし
備考	令和 6 年 3 月 31 日専決処分

議案第63号

専決処分した事件の報告及び承認について

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、都城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、その承認を求める。

令和6年6月10日提出

都城市長 池田 宜永

専決第215号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

都城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
(別紙)

理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和6年政令第28号）等が令和6年4月1日から施行されることに伴い、緊急に都城市消防団員等公務災害補償条例（平成18年条例第258号）の一部を改正する必要があるが生じたが、議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分するものである。

令和6年3月31日専決

都城市長 池 田 宜 永

都城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
 都城市消防団員等公務災害補償条例（平成18年条例第258号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（補償基礎額）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次の各号の定めるところによる。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>8,900円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3・4（略）</p> <p>（介護補償）</p> <p>第9条の2（略）</p> <p>2 介護補償は、月を単位として支給するものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>（1）介護補償に係る障害（障害の状態に変更があった場合には、その月における最初の変更の前の障害。第3号において</p>	<p>（補償基礎額）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次の各号の定めるところによる。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9,100円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3・4（略）</p> <p>（介護補償）</p> <p>第9条の2（略）</p> <p>2 介護補償は、月を単位として支給するものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>（1）介護補償に係る障害（障害の状態に変更があった場合には、その月における最初の変更の前の障害。第3号において</p>

同じ。)が別表第4 常時介護を要する状態の項の右欄に定める障害のいずれかに該当する場合(次号において「常時介護を要する場合」という。)において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げるときを除く。)その月における介護に要する費用として支出された額(その額が172,550円を超えるときは、172,550円)

(2) 常時介護を要する場合において、その月(新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。)に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が77,890円以下である場合に限る。)
77,890円

(3) 介護補償に係る障害が別表第4 随時介護を要する状態の項の右欄に定める障害のいずれかに該当する場合(次号において「随時介護を要する場合」という。)において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げるときを除く。)その月における介護に要する費用として支出された額(その額が86,280円を超えるときは、86,280円)

(4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が38,900円以下である場合に限る。)
38,900円

別表第1 (第5条関係)

補償基礎額表

階級	勤務年数
----	------

同じ。)が別表第4 常時介護を要する状態の項の右欄に定める障害のいずれかに該当する場合(次号において「常時介護を要する場合」という。)において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げるときを除く。)その月における介護に要する費用として支出された額(その額が177,950円を超えるときは、177,950円)

(2) 常時介護を要する場合において、その月(新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。)に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が81,290円以下である場合に限る。)
81,290円

(3) 介護補償に係る障害が別表第4 随時介護を要する状態の項の右欄に定める障害のいずれかに該当する場合(次号において「随時介護を要する場合」という。)において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げるときを除く。)その月における介護に要する費用として支出された額(その額が88,980円を超えるときは、88,980円)

(4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が40,600円以下である場合に限る。)
40,600円

別表第1 (第5条関係)

補償基礎額表

階級	勤務年数
----	------

	10年未満（円）	10年以上20年未満（円）	20年以上（円）
団長及び副団長	12,440	13,320	（略）
分団長及び副分団長	10,670	11,550	12,440
部長、班長及び団員	8,900	9,790	10,670

備考

1・2 （略）

	10年未満（円）	10年以上20年未満（円）	20年以上（円）
団長及び副団長	12,500	13,350	（略）
分団長及び副分団長	10,800	11,650	12,500
部長、班長及び団員	9,100	9,950	10,800

備考

1・2 （略）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の都城市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第5条第2項第2号及び別表第1の規定は、施行日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

3 新条例第9条の2第2項の規定は、施行日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：総務部危機管理課】

条例名	【専決処分した事件の報告及び承認】 都城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例																					
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止																					
施行予定日	令和 6 年 4 月 1 日	制定年月	平成 18 年 1 月																			
制定改廃の目的・背景	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第 6 条の 2 第 1 項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件等の改正に伴い、非常勤消防団員等の介護補償の額等を改定する必要があるため、標記条例に係る専決処分をしたことについて報告し、その承認を求めるもの。																					
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	<p>1 消防作業従事者等の補償基礎額の改定（第 5 条第 2 項、別表第 1 関係）</p> <p>消防作業従事者等に係る補償基礎額の最低額を 8,900 円から 9,100 円に改正するとともに、消防団員に係る補償基礎額を次の表のとおり改正する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="3">勤務年数</th> </tr> <tr> <th>10 年未満（円）</th> <th>10 年以上 20 年未満（円）</th> <th>20 年以上（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長及び副団長</td> <td>12,440 → 12,500</td> <td>13,320 → 13,350</td> <td>14,200</td> </tr> <tr> <td>分団長及び副分団長</td> <td>10,670 → 10,800</td> <td>11,550 → 11,650</td> <td>12,440 → 12,500</td> </tr> <tr> <td>部長、班長及び団員</td> <td>8,900 → 9,100</td> <td>9,790 → 9,950</td> <td>10,670 → 10,800</td> </tr> </tbody> </table>			階級	勤務年数			10 年未満（円）	10 年以上 20 年未満（円）	20 年以上（円）	団長及び副団長	12,440 → 12,500	13,320 → 13,350	14,200	分団長及び副分団長	10,670 → 10,800	11,550 → 11,650	12,440 → 12,500	部長、班長及び団員	8,900 → 9,100	9,790 → 9,950	10,670 → 10,800
	階級	勤務年数																				
10 年未満（円）		10 年以上 20 年未満（円）	20 年以上（円）																			
団長及び副団長	12,440 → 12,500	13,320 → 13,350	14,200																			
分団長及び副分団長	10,670 → 10,800	11,550 → 11,650	12,440 → 12,500																			
部長、班長及び団員	8,900 → 9,100	9,790 → 9,950	10,670 → 10,800																			
<p>2 損害補償に係る介護補償の額の改定（第 9 条の 2 関係）</p> <p>介護補償の額を次のように改正する。</p> <p>(1) 常時介護を要する状態</p> <p>最高限度額（月額） 172,550 円 → 177,950 円</p> <p>最低限度額（月額） 77,890 円 → 81,290 円</p> <p>(2) 随時介護を要する状態</p> <p>最高限度額（月額） 86,280 円 → 88,980 円</p> <p>最低限度額（月額） 38,900 円 → 40,600 円</p> <p>※ いずれの額も労働者災害補償における介護（補償）給付の最高限度額及び最低補償額と同額</p>																						
関係する法令及びその条項	労働者災害補償保険法施行規則（昭和 30 年労働省令第 22 号） 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和 31 年政令第 335 号）																					
制定改廃を要する関係条例等	なし																					
備考	令和 6 年 3 月 31 日専決処分																					

議案第64号

専決処分した事件の報告及び承認について

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、都城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、その承認を求める。

令和6年6月10日提出

都城市長 池田 宜永

専決第216号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

都城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について（別紙）

理由

地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第136号）が令和6年4月1日から施行されることに伴い、緊急に都城市国民健康保険税条例（平成18年条例第157号）の一部を改正する必要があるが生じたが、議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分するものである。

令和6年3月31日専決

都城市長 池 田 宜 永

都城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

都城市国民健康保険税条例（平成18年条例第157号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(課税額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>22万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>22万円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(保険税の減額)</p> <p>第27条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額から別表第4に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から別表第5に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>22万円</u>を超える場合には、<u>22万円</u>）及び同条第4項本文の介護納付金課税額から別表第6に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属す</p>	<p>(課税額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>24万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24万円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(保険税の減額)</p> <p>第27条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額から別表第4に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から別表第5に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>24万円</u>を超える場合には、<u>24万円</u>）及び同条第4項本文の介護納付金課税額から別表第6に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属す</p>

る国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日の属する月以後5年を経過するまでの間に限り、同日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。以下「5割軽減対象者」という。)

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。以下「2割軽減対象者」という。)

2～4 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の都城市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以降の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

る国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日の属する月以後5年を経過するまでの間に限り、同日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)1人につき29万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。以下「5割軽減対象者」という。)

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。以下「2割軽減対象者」という。)

2～4 (略)

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：健康部保険年金課】

条例名	【専決処分した事件の報告及び承認】 都城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	令和 6 年 4 月 1 日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の目的・背景	地方税法施行令の改正に伴い、基礎課税額等の限度額及び軽減判定の基準額の改定を行う必要があったため、標記条例に係る専決処分をしたことについて報告し、その承認を求めるもの。		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	<p>1 国保税の基礎課税額等の限度額見直し（第 3 条第 3 項、第 27 条第 1 項）</p> <p style="text-align: center;">【現 行】 【令和 6 年度】</p> <p>後期高齢者支援金等課税額 22 万円 → 24 万円</p> <p>2 国保税の軽減判定の基準額見直し（第 27 条第 1 項第 2 号、第 3 号）</p> <p style="text-align: center;">【現行】 【令和 6 年度】</p> <p>5 割軽減対象者 29 万円 → 5 割軽減対象者 29 万 5 千円</p> <p>2 割軽減対象者 53 万 5 千円 → 2 割軽減対象者 54 万 5 千円</p>		
関係する法令 及びその条項	地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）第 56 条の 88 の 2、第 56 条の 89		
制定改廃を要する 関係条例等	なし		
備考	令和 6 年 3 月 31 日専決処分		

議案第66号

都城市退職年金の年額の改定に関する条例の一部を改正する条例の制定について

都城市退職年金の年額の改定に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年6月10日提出

都城市長 池田 宜永

都城市退職年金の年額の改定に関する条例の一部を改正する条例
 都城市退職年金の年額の改定に関する条例（平成18年条例第58号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後			
<p>(退職年金の年額の改定)</p> <p>第1条 都城市退職金条例（平成18年条例第57号。<u>以下「退職金条例」という。</u>）の規定により支給する退職年金については、平成14年4月分以降その年額の計算の基礎となっている給料年額に対応する別表の仮定給料年額を退職又は死亡当時の給料年額とみなして得た年額に改定する。</p> <p><u>（傷病年金の年額の改定）</u></p> <p>第2条 昭和62年3月31日において現に傷病年金を受けている者については、同年4月分以降、その年額（退職金条例第46条の規定による加給を除く。）を都城市退職金条例の一部を改正する条例（昭和62年条例第31号）による改正後の退職金条例（以下「改正後の退職金条例」という。）別表第6の年額に改定する。ただし、改正後の退職金条例別表第6の年額が従前の年額（退職金条例第46条の規定による加給を除く。）に達しないものについては、この改定を行わない。</p> <p>（長期在職者等の退職年金の額の特例）</p> <p>第3条 退隠料又は扶助料で、次の表の左欄の区分に対応する同表の中欄に掲げる区分のいずれかに該当するものの平成14年4月分以降の年額がそれぞれ同表の左欄及び中欄に掲げる区分に対応する同表の右欄に掲げる額に満たないときは、当該右欄に掲げる額をもってその年額とする。</p> <table border="1" data-bbox="230 1278 1106 1398"> <tr> <td data-bbox="230 1278 465 1398">退隠料又は扶助料</td> <td data-bbox="468 1278 931 1398">退隠料又は扶助料の基礎在職年に算入されている実在職年の年数</td> <td data-bbox="934 1278 1106 1398">金額</td> </tr> </table>	退隠料又は扶助料	退隠料又は扶助料の基礎在職年に算入されている実在職年の年数	金額	<p>(退職年金の年額の改定)</p> <p>第1条 都城市退職金条例（平成18年条例第57号）の規定により支給する退職年金については、平成14年4月分以降その年額の計算の基礎となっている給料年額に対応する別表の仮定給料年額を退職又は死亡当時の給料年額とみなして得た年額に改定する。</p> <p>（長期在職者等の退職年金の額の特例）</p> <p>第2条 扶助料は、<u>実在職年の年数が退隠料についての最短年金年限以上の場合で、平成14年4月分以降の年額が813,400円に満たないときは、その額をもって年額とする。</u></p>
退隠料又は扶助料	退隠料又は扶助料の基礎在職年に算入されている実在職年の年数	金額		

65歳以上の者に 給する退隠料	退隠料についての最短年金年限 以上	1,132,700円
	9年以上退隠料についての最短 年金年限未満	849,500円
	6年以上9年未満	679,600円
	6年未満	568,400円
65歳未満の者に 給する退隠料（傷 病年金に併給さ れる退隠料を除 く。）	退隠料についての最短年金年限 以上	849,500円
65歳未満の者で 傷病年金を受け る者に給する退 隠料	9年以上	849,500円
	6年以上9年未満	679,600円
	6年未満	568,400円
扶助料	退隠料についての最短年金年限 以上	792,000円
	9年以上退隠料についての最短 年金年限	594,000円
	6年以上9年未満	475,200円
	6年未満	400,000円

2 平成14年3月31日以前に給与事由の生じた前項に規定する退隠料又は扶助料の同年同月分までの年額については、なお従前の例による。

（高齢者等の年額についての特例）

第4条 70歳以上の者に給する退隠料及び70歳以上の者又は70歳未満の妻若しくは子に給する扶助料の年額の算定の基礎となる退職年金で、その基礎在職年に算入されている実在職年の年数

2 平成14年3月31日以前に給与事由の生じた前項に規定する扶助料の同年同月分までの年額については、なお従前の例による。

（高齢者等の年額についての特例）

第3条 70歳以上の者又は70歳未満の妻若しくは子に給する扶助料の年額の算定の基礎となる退職年金で、その基礎在職年に算入されている実在職年の年数が退職年金についての最短年金年

が退職年金についての最短年金年限を超えるものの年額は、平成14年4月分以降、その年額（前条第1項の規定により同項の表の右欄に掲げる額をもってその年額とされている退隠料及び扶助料については、同項の規定を適用しないこととした場合の退隠料及び扶助料の年額の算定の基礎となる退職年金の額）に、当該年金の基礎在職年に算入されている実在職年の年数が退職年金についての最短年金年限を超える1年ごとに、その年額の計算の基礎となっている給料年額の300分の1（その超える年数が13年に達するまでは、300分の2）に相当する金額を加えた額とする。

2 前項に規定する退隠料又は扶助料の平成14年3月分までの年額については、なお従前の例による。

3 第1項に規定する退隠料又は扶助料で、80歳以上の者に給するものの平成14年4月分以降の年額に関する同項の規定の適用については、同項中「300分の1（その超える年数が13年に達するまでは、300分の2）」とあるのは、「300分の2」とする。

（職権改定）

第5条（略）

（退職年金年額の改正の場合の端数計算）

第6条（略）

限を超えるものの年額は、平成14年4月分以降、その年額（前条第1項の規定によりその年額とされている扶助料については、同項の規定を適用しないこととした場合の扶助料の年額の算定の基礎となる退職年金の額）に、当該年金の基礎在職年に算入されている実在職年の年数が退職年金についての最短年金年限を超える1年ごとに、その年額の計算の基礎となっている給料年額の300分の1（その超える年数が13年に達するまでは、300分の2）に相当する金額を加えた額とする。

2 前項に規定する扶助料の平成14年3月分までの年額については、なお従前の例による。

3 第1項に規定する扶助料で、80歳以上の者に給するものの平成14年4月分以降の年額に関する同項の規定の適用については、同項中「300分の1（その超える年数が13年に達するまでは、300分の2）」とあるのは、「300分の2」とする。

（職権改定）

第4条（略）

（退職年金年額の改正の場合の端数計算）

第5条（略）

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の都城市退職年金の年額の改定に関する条例の規定は、令和6年4月1日から適用する。

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：総務部職員課】

条例名	都城市退職年金の年額の改定に関する条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定	<input checked="" type="checkbox"/> 一部改正	<input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止
施行予定日	公布の日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の目的・背景	恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の改正により、令和 6 年度の恩給改定率が改定されたことに伴い、恩給年額に準じて支給している退職年金の額について改定が必要となったため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>1 扶助料の最低額の引上げ（新第 2 条関係） 現在都城市が支給している退職年金は扶助料のみであるが、その最低額を引き上げる。 792,000 円 ⇒ 813,400 円</p> <p>2 文言の整理 現在支給対象者が存在しない退隠料及び傷病年金に係る規定を削除する。</p>		
関係する法令及びその条項	恩給法（大正 12 年法律第 48 号）		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考			

議案第67号

都城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

都城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年6月10日提出

都城市長 池田 宜永

都城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
 都城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第32号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>20人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>20人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p> <p>(保育所型事業所内保育事業所の職員)</p>	<p>(職員)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>15人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>15人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p> <p>(保育所型事業所内保育事業所の職員)</p>

第44条 (略)

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはできない。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね20人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 (略)

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第47条 (略)

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね20人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(職員配置に係る経過措置)

2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の第29条第2項第3号及び第4号、第31条第2項第3号及び第4号、第44条第2項第3号及び第4号並びに第47条第2項第3号及び第4号の規定は適用しない。この場合において、この条例による改正前の都城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め

第44条 (略)

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはできない。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね15人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 (略)

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第47条 (略)

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね15人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 (略)

る条例第29条第2項第3号及び第4号、第31条第2項第3号及び第4号、第44条第2項第3号及び第4号並びに第47条第2項第3号及び第4号の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：こども部保育課】

条例名	都城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	公布の日	制定年月	平成 26 年 9 月
制定改廃の目的・背景	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正により、満 3 歳以上満 4 歳未満児及び満 4 歳以上児の子どもの数に対する職員配置基準がそれぞれ 20 対 1 から 15 対 1、30 対 1 から 25 対 1 に改善されたことに伴い、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>1 職員の配置基準の改正（第 29 条第 2 項、第 31 条第 2 項、第 44 条第 2 項及び第 47 条第 2 項関係）</p> <p>小規模保育事業 A 型、小規模保育事業 B 型、保育所型事業所内保育事業所、小規模型事業所内保育事業所の職員配置基準を次のとおり改正する。</p> <p>満 3 歳以上満 4 歳未満児 20 人につき 1 人→15 人につき 1 人 満 4 歳以上児 30 人につき 1 人→25 人につき 1 人</p> <p>2 経過措置</p> <p>保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正前の職員配置基準に基づき運営をすることを可能とするもの。</p>		
関係する法令及びその条項	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考			

議案第68号

都城市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

都城市営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年6月10日提出

都城市長 池田 宜永

都城市営住宅条例の一部を改正する条例

都城市営住宅条例（平成18年条例第245号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表第1（第3条関係）					別表第1（第3条関係）				
団地名	所在	建設事業 年度	構造	戸数	団地名	所在	建設事業 年度	構造	戸数
(略)					(略)				
第2石山	(略)				第2石山	(略)			
第2有水	都城市高城町有水 <u>3380番地</u>	昭和36	木造平屋建	1					
(略)					(略)				

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 68 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：地域振興部高城総合支所産業建設課】

条例名	都城市営住宅条例の一部を改正する条例										
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止										
施行予定日	公布の日	制定年月	平成 18 年 1 月								
制定改廃の目的・背景	都城市公営住宅等長寿命化計画において、令和 14 年度までに用途廃止の予定となっている団地のうち、第 2 有水団地を用途廃止するため、所要の改正を行うもの。										
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>【廃止予定】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>団地名</th> <th>用途廃止棟戸数</th> <th>建設年度</th> <th>構造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・第 2 有水団地</td> <td>1 棟 1 戸</td> <td>S36</td> <td>木造平屋建</td> </tr> </tbody> </table> <p>【改正内容】 別表第 1 の第 2 有水団地の項を削る。</p>			団地名	用途廃止棟戸数	建設年度	構造	・第 2 有水団地	1 棟 1 戸	S36	木造平屋建
団地名	用途廃止棟戸数	建設年度	構造								
・第 2 有水団地	1 棟 1 戸	S36	木造平屋建								
関係する法令及びその条項	なし										
制定改廃を要する関係条例等	なし										
備考											

議案第69号

都城市公営型地域優良賃貸住宅条例の制定について

都城市公営型地域優良賃貸住宅条例を別紙のとおり制定する。

令和6年6月10日提出

都城市長 池田 宜永

都城市公営型地域優良賃貸住宅条例

(目的)

第1条 この条例は、地域優良賃貸住宅制度要綱（平成19年3月28日付け国土交通省国住備第160号。以下「地優賃要綱」という。）第2条第16号に規定する公営型地域優良賃貸住宅（公共供給型）（以下「公営型地優賃住宅」という。）及び共同施設の設置及び管理について、地方自治法（昭和22年法律第67号）及びこれらに基づく命令の定めるところによるほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共同施設 公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）第2条第9号及び公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）第1条に規定する例による施設で公営型地優賃住宅の入居者の共同の福祉のために必要な施設をいう。
- (2) 収入 公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「令」という。）第1条第3号に規定する収入をいう。
- (3) 市営住宅建替事業 市が施行する法第2条第15号に規定する公営住宅建替事業をいう。

(設置)

第3条 公営型地優賃住宅の名称、所在地等は、別表のとおりとする。

(入居者の公募の方法)

第4条 市長は、次の各号のいずれかの事由がある場合において特定の者を公営型地優賃住宅に入居させる場合を除くほか、公営型地優賃住宅の入居者（以下「入居者」という。）を公募するものとする。

- (1) 災害による住宅の滅失
- (2) 不良住宅の撤去
- (3) 公営住宅建替事業による公営住宅の除却
- (4) 令第5条各号に掲げる事由を準用するとき。

2 市長は、前項の公募に当たっては、公営型地優賃住宅の所在地、戸数、規格、家賃、入居者資格、申込方法、選考方法の概略、入居時期その他必要な事項を公

示する。

(入居者の資格)

第5条 公営型地優賃住宅に入居することができる者(同居者を含む。)は、次(老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者にあつては第2号から第5号まで、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等、東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号)第19条に規定する被災者等並びに福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第27条に規定する特定帰還者及び第39条に規定する居住制限者にあつては第3号及び第5号)の条件(以下「入居者資格」という。)を満たす者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。第11条において同じ。)があること。
- (2) その者の収入がア又はイに掲げる場合に応じ、それぞれア又はイに掲げる金額を超えないこと。
ア 入居者が身体障害者である場合その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める場合 214,000円
イ アに掲げる場合以外の場合 158,000円
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) 市区町村税を滞納していない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。

(入居者資格の特例)

第6条 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は公営住宅(公営型地優賃住宅を含む。)の用途の廃止により当該公営住宅(公営型地優賃住宅を含む。)の明渡しをしようとする者が、当該明渡しに伴い他の公営型地優賃住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、入居者資格を満たす者とみなす。

(入居の申込み及び決定)

第7条 前2条に規定する入居者資格のある者で公営型地優賃住宅に入居しようとするものは、市長が定めるところにより入居の申込みをしなければならない。

2 市長は、前項の規定により入居の申込みをした者を入居者として決定し、その

旨を当該入居者として決定した者（以下「入居決定者」という。）に対し通知する。

（入居者の選考）

第8条 前条第2項の場合において、入居の申込みをした者の数が入居させるべき公営型地優賃住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、地優賃要綱第7条第2項に規定する選考基準に従い行うものとする。

2 市長は、前項に規定する者について住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合いの高い者から入居者を決定する。

3 前項の場合において、住宅困窮順位の定め難い者については、公開抽せんにより入居者を決定する。

4 第2項に規定する住宅困窮度の判定基準は、規則で定める入居者選考委員会の意見を聴いて定める。

5 市長は、第1項に規定する入居の申込みをした者のうち、20歳未満の子を扶養している寡婦、引揚者、炭鉱離職者、老人、心身障害者又は生活環境の改善を図るべき地域に居住する者で市長が定める要件を備えているもの及び市長が定める基準の収入を満たす低額所得者で速やかに公営型地優賃住宅に入居することを必要としているものについては、前3項の規定にかかわらず、市長が割当てをした公営型地優賃住宅に優先的に選考して入居させることができる。

（入居補欠者）

第9条 市長は、前条の規定に基づいて入居者を選考する場合において、入居決定者のほかに補欠として入居順位を定めて必要と認める入居補欠者を定めることができる。

2 市長は、入居決定者が公営型地優賃住宅に入居しないときは、前項の入居補欠者のうちから入居順位に従って入居者を決定しなければならない。

（住宅入居の手続）

第10条 入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。

（1） 連帯保証人（独立の生計を営み、かつ、入居者と同程度以上の収入を有し、市区町村税を滞納していない者で市長が適当と認めるものに限る。）2人の連署する規則で定める契約書を提出すること。

（2） 第17条の規定により敷金を納付すること。

- 2 入居決定者は、やむを得ない事情により入居の手続を前項に定める期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に指示する期間内に同項各号に定める手続をしなければならない。
- 3 市長は、特別の事情があると認める入居決定者に対しては、第1項第1号の規定による契約書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。
- 4 市長は、入居決定者が第1項又は第2項に規定する期間内に第1項の手続をしないときは、市営住宅の入居の決定を取り消すことができる。
- 5 市長は、入居決定者が第1項又は第2項の手続をしたときは、当該入居決定者に対して速やかに公営型地優賃住宅の入居可能日を通知しなければならない。
- 6 入居者は、連帯保証人が死亡、破産の宣告その他の事由により第1項第1号に定める資格を喪失したとき、若しくは連帯保証人を変更しようとするとき、又は市長が連帯保証人として不適当と認め、その変更を求めたときは、市長が定めるところにより、これに代わる連帯保証人を立て、市長の承認を得なければならない。
- 7 第1項第1号に規定する連帯保証人の債務の負担は、入居者の入居時における近傍同種の住宅の家賃（第13条第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）の12月分に相当する金額を限度とする。
- 8 第1項第1号及び前項の規定は、第6項の規定により新たに連帯保証人を立てる場合について準用する。この場合において、前項中「入居者の入居時における」とあるのは、「連帯保証人の変更時における」と読み替えるものとする。

（同居の承認）

第11条 入居者は、当該公営型地優賃住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、都城市営住宅条例（平成18年条例第245号。以下「住宅条例」という。）第13条に規定する承認の例により、市長の承認を得なければならない。この場合において、同居させようとする者は、市区町村税を滞納しておらず、暴力団員でない者でなければならない。

（入居の承継）

第12条 入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き公営型地優賃住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、住宅条例第14条に規定する承認の例により、市長の承認を得なければならない。

(家賃の決定)

第13条 公営型地優賃住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第3項の規定により認定された収入（同条第4項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第27条において同じ。）に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で令第2条に規定する方法に準じて算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第34条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、入居者がその請求に応じないときは、当該公営型地優賃住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。

- 2 住宅条例第15条第2項の規定は、公営型地優賃住宅の家賃の決定に準用する。
- 3 第1項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、令第3条に規定する方法に準じて算出した額とする。
- 4 住宅条例第15条第4項の規定は、公営型地優賃住宅の家賃の決定について準用する。この場合において、同項中「市営住宅」とあるのは「公営型地優賃住宅」と読み替えるものとする。

(収入の申告等)

第14条 入居者は、毎年8月末日までに規則で定めるところにより市長に対し、収入を申告しなければならない。

- 2 前項に規定する収入の申告は、住宅条例第16条第2項に規定する収入申告の方法の例による。
- 3 市長は、第1項の規定による収入の申告に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に対し、毎年1月末日までに通知する。
- 4 入居者は、前項の規定による認定に対し、市長が定めるところにより意見を述べることができる。この場合において、市長は、意見の内容を審査し、当該意見に理由があると認めるときは、当該認定を更正する。

(家賃の減免又は徴収猶予)

第15条 市長は、次に掲げる特別の事情がある場合においては、家賃の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して市長が定めるところにより当該家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。

- (1) 入居者及び同居者の収入が著しく低額であるとき。
- (2) 入居者又は同居者が病気にかかったとき。
- (3) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。

- (4) 市営住宅建替事業において建替前住宅入居者に対する措置として必要があるとき。
- (5) 制度移行に伴って必要と認めるとき。
- (6) 入居者又は同居者の年度途中の収入変動に対応するため必要であり、かつ、収入の再認定を行わないとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、これらに準ずる特別の事情があるとき。

(家賃の納付)

第16条 市長は、入居者から第10条第5項の入居可能日から当該入居者が公営型地優賃住宅を明け渡した日（第30条第2項の規定による明渡しの請求があったときは明渡しの期限として指定した日の前日又は明渡し日のいずれか早い日、第37条第1項の規定による明渡しの請求のあったときは明渡しの請求のあった日）までの間、家賃を徴収する。

- 2 入居者が第36条に規定する手続を経ないで公営型地優賃住宅を立ち退いたときは、前項の規定にかかわらず、市長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。
- 3 入居者は、毎月末日（12月においては25日。ただし、月の途中で明け渡した場合は明け渡した日）までに、その月分の家賃を納付しなければならない。ただし、その期限が、日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日をもってその期限とみなす。
- 4 入居者が新たに公営型地優賃住宅に入居した場合又は公営型地優賃住宅を明け渡した場合において、その月の使用期間が1月に満たないときは、その月の家賃は、日割計算による。ただし、100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(敷金)

第17条 市長は、入居者から入居時における3月分の家賃に相当する金額の敷金を徴収する。

- 2 市長は、第15条各号のいずれかに掲げる特別の事情がある場合においては、敷金の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して別に定めるところにより当該敷金の減免又は徴収の猶予をすることができる。
- 3 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないと

きは、市は、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、市に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。

4 第1項に規定する敷金は、入居者が住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。

5 前項の規定により還付する敷金には、利子を付けない。

(敷金の運用等)

第18条 市長は、敷金を国債、地方債又は社債の取得、預金、土地の取得費に充てる等安全確実な方法で運用しなければならない。

2 市長は、前項の規定により運用して得た利益金を共同施設の整備に要する費用に充てる等入居者の共同の利便のために使用するものとする。

(修繕費用の負担)

第19条 公営型地優賃住宅及び共同施設の修繕に要する費用（畳の表替え、破損ガラスの取替え、ふすまの張替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。）は、市の負担とする。

2 入居者又は同居者の責めに帰すべき事由によって前項に掲げる修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず、入居者は、市長の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(入居者の費用負担義務)

第20条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

- (1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料
- (2) 汚物及びじんかいの処理に要する費用
- (3) 共同施設、給水施設及び汚水処理施設の使用又は維持管理に要する費用
- (4) 前条第1項に規定するもの以外の公営型地優賃住宅及び共同施設の修繕に要する費用

2 入居者は、公営型地優賃住宅を明け渡すときは、市長が定めるところにより、畳の表替え、ふすまの張替え等に要する費用の全部又は一部を負担しなければならない。

(入居者の保管義務)

第21条 入居者は、公営型地優賃住宅及び共同施設の使用について必要な注意を払

い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

2 入居者又は同居者の責めに帰すべき事由により、公営型地優賃住宅及び共同施設が滅失し、又は損傷したときは、入居者が原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

(迷惑行為の禁止)

第22条 入居者及び同居者は、周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

(不使用の届出)

第23条 入居者は、公営型地優賃住宅を引き続き15日以上使用しないときは、市長が定めるところにより、届出をしなければならない。

(転貸又は権利譲渡の禁止)

第24条 入居者は、公営型地優賃住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。

(住宅の用途の制限)

第25条 入居者は、公営型地優賃住宅を住宅以外の用途に使用してはならない。ただし、市長の承認を得たときは、当該公営型地優賃住宅の一部を住宅以外の用途に併用することができる。

(住宅の増築等の制限)

第26条 入居者は、公営型地優賃住宅を模様替えし、又は増築してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による承認を行うときは、入居者が当該公営型地優賃住宅を明け渡すときは入居者の費用で原状回復又は撤去を行うことを条件とする。

3 入居者は、第1項の規定による承認を得ずに公営型地優賃住宅を模様替えし、又は増築したときには、自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(収入超過者等に関する認定)

第27条 収入超過者としての認定については、住宅条例第29条第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「第16条第3項」とあるのは「都城市公営型地域優良賃貸住宅条例第14条第3項」と、「第6条第3号」とあるのは「同条例第5条第2号」と、「市営住宅」とあるのは「公営型地優賃住宅」と読み替えるものとする。

2 高額所得者としての認定については、住宅条例第29条第2項の規定を準用する。
この場合において、同項中「第16条第3項」とあるのは「都城市公営型地域優良
賃貸住宅条例第14条第3項」と、「市営住宅」とあるのは「公営型地優賃住宅」
と読み替えるものとする。

3 入居者は、前2項の規定による認定に対し、市長が定めるところにより意見を
述べることができる。この場合において、市長は、意見の内容を審査し、当該意
見に理由があると認めるときは、当該認定を更正する。

(明渡努力義務)

第28条 収入超過者は、公営型地優賃住宅を明け渡すように努めなければならない。

(収入超過者に対する家賃)

第29条 収入超過者と認定された入居者は、第13条第1項の規定にかかわらず、当
該認定に係る期間（当該入居者が期間中に公営型地優賃住宅を明け渡した場合に
あつては、当該認定の効力が生ずる日から当該明渡しの日までの間）、毎月、住
宅条例第31条第2項の規定に準じて算出した額を家賃として支払わなければなら
ない。

2 第15条及び第16条の規定は、前項の家賃について準用する。

(高額所得者に対する明渡請求)

第30条 市長は、高額所得者に対し、期限を定めて、当該公営型地優賃住宅の明渡
しを請求することができる。

2 前項の期限は、同項の規定による請求をする日の翌日から起算して6月を経過
した日以後の日でなければならない。

3 第1項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やか
に当該公営型地優賃住宅を明け渡さなければならない。

4 市長は、第1項の規定による請求を受けた者が次のいずれかに掲げる特別の事
情がある場合においては、その申出により、明渡しの期限を延長することができる。
る。

(1) 入居者又は同居者が病気にかかっているとき。

(2) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。

(3) 入居者又は同居者が近い将来において定年退職する等の理由により、収入
が著しく減少することが予想されるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、これらに準ずる特別の事情があるとき。

(高額所得者に対する家賃等)

第31条 高額所得者と認定された入居者は、第13条第1項及び第29条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（当該入居者が期間中に公営型地優賃住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生ずる日から当該明渡しの日までの間）、毎月、近傍同種の住宅の家賃を支払わなければならない。

2 前条第1項の規定による請求を受けた高額所得者が同項の期限が到来しても公営型地優賃住宅を明け渡さない場合には、市長は、同項の期限が到来した日の翌日から当該公営型地優賃住宅の明渡しを行う日までの期間について、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で、市長が定める額の金銭を徴収することができる。

3 第15条の規定は第1項の家賃及び前項の金銭について、第16条の規定は第1項の家賃についてそれぞれ準用する。

(住宅のあっせん等)

第32条 市長は、収入超過者等に対して当該収入超過者等から申出があった場合その他必要があると認める場合においては、他の適当な住宅のあっせん等を行う。

(期間通算)

第33条 市長が第6条の規定による申込みをした者を他の公営型地優賃住宅に入居させた場合における第27条から前条までの規定の適用については、その者が公営型地優賃住宅の用途の廃止により明渡しをすべき公営住宅に入居していた期間は、その者が明渡し後に入居した当該他の公営型地優賃住宅に入居している期間に通算するものとする。

(収入状況の報告の請求等)

第34条 市長は、第13条第1項、第29条第1項若しくは第31条第1項の規定による家賃の決定、第15条（第29条第2項又は第31条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第17条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第30条第1項の規定による明渡しの請求、又は第32条の規定によるあっせん等に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

2 市長は、前項に規定する権限を、職員を指定して行わせることができる。

3 市長又は前項の規定により指定された職員は、前2項の規定によりその職務上知り得た秘密を漏らし、又は窃用してはならない。

(公営型地優賃住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)

第35条 地優賃要綱による公営型地優賃住宅の用途の廃止による公営型地優賃住宅の除却に伴い当該公営型地優賃住宅の入居者を他の市営住宅（公営型地優賃住宅を含む。）に入居させる場合における家賃の特例については、住宅条例第40条の規定を準用する。この場合において、「第15条第1項、第31条第1項又は第33条第1項」とあるのは、「都城市公営型地域優良賃貸住宅条例第13条、第29条第1項又は第31条第1項」と読み替えるものとする。

(住宅の検査)

第36条 入居者は、公営型地優賃住宅を明け渡そうとするときは、明け渡そうとする日の5日前までに市長に届け出て、第38条第1項に規定する公営型地域優良賃貸住宅（公共供給型）監理員又は市長の指定する者の検査を受けなければならない。

2 入居者は、第26条の規定により公営型地優賃住宅を模様替えし、又は増築したときは、前項の検査のときまでに、入居者の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(住宅の明渡請求)

第37条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、入居者に対し、公営型地優賃住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) 入居者が不正の行為によって入居したとき。
- (2) 入居者が家賃を3月以上滞納したとき。
- (3) 入居者又は同居者が当該公営型地優賃住宅及び共同施設を故意に損傷したとき。
- (4) 入居者が正当な理由によらないで15日以上公営型地優賃住宅を使用しないとき。
- (5) 入居者又は同居者が第11条、第12条及び第21条から第26条までの規定に違反したとき。
- (6) 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。

2 前項の規定により公営型地優賃住宅の明渡しの請求を受けた入居者は、速やか

に当該公営型地優賃住宅を明け渡さなければならない。

- 3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者から、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に法定利率による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該公営型地優賃住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。
- 4 市長は、第1項第2号から第5号までの規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者から、請求の日の翌日から当該公営型地優賃住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

(監理員及び連絡員)

第38条 法第33条第1項に規定する公営住宅監理員の例により、公営型地域優良賃貸住宅（公共供給型）監理員を置く。

- 2 公営型地域優良賃貸住宅（公共供給型）監理員は、市長が職員のうちから任命する。
- 3 公営型地域優良賃貸住宅（公共供給型）監理員は、公営型地優賃住宅及び共同施設の管理に関する事務をつかさどり、公営型地優賃住宅及びその環境を良好な状況に維持するよう入居者に必要な指導を行う。
- 4 市長は、公営型地域優良賃貸住宅（公共供給型）連絡員を置くことができる。
- 5 公営型地域優良賃貸住宅（公共供給型）連絡員は、修繕すべき箇所の報告等、入居者との連絡の事務を行う。
- 6 前各項に規定するもののほか、公営型地域優良賃貸住宅（公共供給型）住宅監理員及び公営型地域優良賃貸住宅（公共供給型）連絡員に関し必要な事項は、規則で定める。

(立入検査)

第39条 市長は、公営型地優賃住宅の管理上必要があると認めるときは、公営型地域優良賃貸住宅（公共供給型）監理員若しくは市長が指定した者に公営型地優賃住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。

- 2 前項の検査において、現に使用している公営型地優賃住宅に立ち入るときは、あらかじめ、当該公営型地優賃住宅の入居者の承諾を得なければならない。

3 第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(情報提供の要求)

第40条 市長は、入居申込者若しくは入居者又は同居者が暴力団員に該当するかどうかを確認するため必要があると認めるときは、その必要な限度において、警察その他関係機関に対し、情報の提供を求めることができる。

(敷地の目的外使用)

第41条 市長は、公営型地優賃住宅及び共同施設の用に供されている土地の一部を、その用途又は目的を妨げない限度において、規則の定めるところによりその使用を許可することができる。

(委任)

第42条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第43条 入居者が詐欺その他の不正行為により家賃又は敷金の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。

(都城市特定公共賃貸住宅条例の一部改正)

2 都城市特定公共賃貸住宅条例（平成18年条例第249号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

名称	所在地	建設事業年度	構造	戸数
高崎中央	都城市高崎町大牟田1312番地	平成7	木造2階建	1

別表（第3条関係）

団地名	所在	建設事業年度	構造	戸数
一万城アイリス	都城市一万城町4988番地1	平成11	中層耐火3階建	12
高崎中央	都城市高崎町大牟田1312番地	平成6	木造2階建	2
		平成7	木造2階建	5

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：土木部住宅施設課】

条例名	都城市公営型地域優良賃貸住宅条例			
制定改廃区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規制定 <input type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止			
施行予定日	令和 6 年 7 月 1 日	制定年月	新規制定	
制定改廃の目的・背景	中堅所得者向けの特定公共賃貸住宅である一万城アイリス団地（平成 11 年度）の全部、高崎中央団地（平成 6 年度）の全部及び高崎中央団地（平成 7 年度）の一部を用途廃止し、低額所得者向けの公営型地域優良賃貸住宅（公共供給型）へ転用するため、条例を制定するもの。			
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	1 目的（第 1 条） 公営型地域優良賃貸住宅（公共供給型）の設置及び管理について、必要な事項を定めるもの。			
	2 公営型地域優良賃貸住宅（公共供給型）の名称、所在地等（第 3 条、別表） 公営型地域優良賃貸住宅（公共供給型）については、次のとおりとするもの。			
	団地名	所在	建設事業年度	構造 戸数
	一万城アイリス	都城市一万城町 4988 番地 1	平成 11	中層耐火 3 階建 12
	高崎中央	都城市高崎町大牟田 1312 番地	平成 6	木造 2 階建 2
			平成 7	木造 2 階建 5
	3 住宅入居関係の手続（第 4 条から第 12 条まで） 入居者の資格等、入居者の選考方法、入居決定後の必要な手続、同居の承認、入居の承継に関する手続等を定めるもの。			
	4 家賃の決定、敷金の納付関係の手続（第 13 条から第 18 条まで） 家賃の決定方法、収入の申告方法、家賃の納入方法、家賃の減免等、敷金の徴収等について定めるもの。			
	5 入居者の費用負担に関すること（第 19 条、第 20 条） 公営型地域優良賃貸住宅（公共供給型）の使用等に際して、入居者が費用負担すべきものについて定まるもの。			
	6 入居者の義務等に関すること（第 21 条から第 26 条まで） 迷惑行為の禁止、長期不在時の届け出等の、入居に際して必要な制限等について定めるもの。			
7 収入超過者、高額所得者に関すること（第 27 条から第 33 条まで） 収入超過者及び高額所得者の認定、当該者の家賃の特例、明渡手続等について定めるもの。				
8 住宅の明渡しに関すること（第 36 条、第 37 条） 住宅明渡しの際の検査、住宅明渡請求に関する手続等について定めるもの。				
9 公営型地域優良賃貸住宅（公共供給型）監理員、連絡員に関すること（第 38				

	<p>条、第 39 条)</p> <p>公営型地域優良賃貸住宅（公共供給型）監理員、連絡員の設置及び職務等に関する ことについて定めるもの。</p> <p>10 都城市特定公共賃貸住宅条例の一部改正（附則第 2 条） 用途廃止する特定公共賃貸住宅について、削る改正を行うもの。</p>
関係する法令 及びその条項	<p>地域優良賃貸住宅制度要綱（平成 19 年国住備第 160 号）</p> <p>地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）</p> <p>公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）</p>
制定改廃を要す る関係条例等	なし
備考	

都 使 審 第 1 号
令和 6 年 4 月 23 日

都 市 長 池 田 宜 永 様

都 市 使 用 料 等 審 議 会
会 長 西 川 英 男

使 用 料 等 の 額 の 制 定 に つ い て (答 申)

令 和 6 年 4 月 4 日 付 け 都 財 第 17 号 で 諮 問 の あ り ま し た 標 記 の 件 に つ い て、下 記 の と お り 答 申 い た し ま す。

記

1 都 市 公 営 型 地 域 優 良 賃 貸 住 宅 条 例 の 制 定 に つ い て

審 議 に 当 り、制 定 の 理 由、経 緯、制 定 の 内 容、算 定 の 根 拠 等 を 聴 取 し た 結 果、
[別 表 1] の と お り 制 定 す る こ と が 適 当 で あ る。

審 議 会 委 員

会 長	西 川 英 男
委 員	蓑 原 行 満
	上 原 誠 史
	横 山 幸 子
	福 留 浪 子

[別表 1]

○都城市公営型地域優良賃貸住宅条例について
(家賃の決定)

第 13 条 公営型地優賃住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第 3 項の規定により認定された収入（同条第 4 項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第 27 条において同じ。）に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で令第 2 条に規定する方法に準じて算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第 34 条第 1 項の規定による請求を行ったにもかかわらず、入居者がその請求に応じないときは、当該公営型地優賃住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。

- 2 住宅条例第 15 条第 2 項の規定は、公営型地優賃住宅の家賃の決定に準用する。
- 3 第 1 項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、令第 3 条に規定する方法に準じて算出した額とする。
- 4 住宅条例第 15 条第 4 項の規定は、公営型地優賃住宅の家賃の決定について準用する。この場合において、同条第 4 項中「市営住宅」とあるのは「公営型地優賃住宅」と読み替えるものとする。

議案第71号

工事請負契約の締結について

社会資本整備総合交付金事業 都城運動公園サブグラウンドエリア整備工事の施行に伴い、次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年6月10日提出

都城市長 池田 宜永

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 社会資本整備総合交付金事業
都城運動公園サブグラウンドエリア整備工事 |
| 2 契約の方法 | 随意契約
(当初契約の契約方法については、一般競争入札) |
| 3 契約の金額 | 変更前(当初) 140,580,000円
変更後(今回) 170,432,900円 |
| 4 契約の相手方 | 真栄・吉原 特定建設工事共同企業体
代表者 都城市神之山町4824番地
真栄産業 株式会社 |

議案第71号関係資料

社会資本整備総合交付金事業 都城運動公園サブグラウンドエリア整備工事

- 1 工事概要
- ・敷地造成工 N=1.0式
 - ・植栽工 N=1.0式
 - ・給水設備工 N=1.0式
 - ・雨水排水設備工 N=1.0式
 - ・園路広場整備工 N=1.0式
 - ・管理施設整備工 N=1.0式
 - ・グラウンドコート整備工 N=1.0式
 - ・グラウンドコート施設整備工 N=1.0式
- 2 予定価格 143,564,300円（消費税及び地方消費税込み）
130,513,000円（消費税及び地方消費税抜き）
- 3 落札価格 140,580,000円（消費税及び地方消費税込み）
127,800,000円（消費税及び地方消費税抜き）
- 4 落札率 97.92%

5 入札参加業者及び入札結果

入札参加業者	第1回入札金額(円)	摘要
真栄・吉原 特定建設工事共同企業体 (51:49)	127,800,000	落札

備考 入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額である。

工事件名	社会資本整備総合交付金事業 都城運動公園サブグラウンドエリア整備工事	
相手方	真栄・吉原 特定建設工事共同企業体	
契約金額	当初の契約金額	140,580,000円 (契約日：令和6年1月18日)
	今回の変更契約金額	170,432,900円
変更理由	<p>今回の変更理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・残土運搬距離を 4.0km で計上していたが近隣の残土捨て場を確保できず運搬距離を 12.2km に変更 ・サブグラウンド黒土舗装エリアの地質調査を行ったところ、地盤が軟弱であると判明し、地質調査にかかる費用と試験結果に基づく地盤改良に掛かる数量を増数変更 ・芝生エリアの早期供用開始を図るための芝生の工法変更 	

議案第72号

工事請負契約の締結について

山之口運動公園整備事業 脇別府運動公園線道路改良外工事の施行に伴い、次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年6月10日提出

都城市長 池田 宜永

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 山之口運動公園整備事業
脇別府運動公園線道路改良外工事 |
| 2 契約の方法 | 随意契約
(当初契約の契約方法については、一般競争入札) |
| 3 契約の金額 | 変更前(当初) 120,450,000円
変更後(今回) 151,112,500円 |
| 4 契約の相手方 | 福永・石原 特定建設工事共同企業体
代表者 都城市山田町中霧島3333番地
株式会社 福永建設 |

議案第72号関係資料

山之口運動公園整備事業 協別府運動公園線道路改良外工事

- 1 工事概要
- ・土工 N＝一式
 - ・擁壁工 N＝一式
 - ・仮設工 N＝一式
 - ・水路工 L＝ 547.6m
 - ・排水路工 L＝ 245.7m
 - ・縁石工 L＝ 398.8m
 - ・路盤工 A＝2267.1 m²
 - ・舗装工 A＝ 394.5 m²
 - ・区画線工 L＝ 107.6m
 - ・人孔工 N＝ 10 基
- 2 予定価格 1 2 3, 1 4 6, 1 0 0 円（消費税及び地方消費税込み）
1 1 1, 9 5 1, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税抜き）
- 3 落札価格 1 2 0, 4 5 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税込み）
1 0 9, 5 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税抜き）
- 4 落札率 9 7. 8 1 %

5 入札参加業者及び入札結果

入札参加業者	第1回入札金額（円）	摘要
福永・石原 特定建設工事共同企業体 (60:40)	109,500,000	落札

備考 入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額である。

工事件名	山之口運動公園整備事業 協別府運動公園線道路改良外工事	
相手方	福永・石原 特定建設工事共同企業体	
契約金額	当初の契約金額	120,450,000円 (契約日：令和5年8月21日)
	1回目の変更契約金額	129,624,000円 (契約日：令和6年2月1日)
	2回目の変更契約金額	129,624,000円(工期のみ) (契約日：令和6年3月4日)
	今回の変更契約金額	151,112,500円
変更理由	<p>1回目の変更理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支障となる水道管確認のため試掘工を追加 ・芝生広場利用の安全対策として進入口歩道の表層工を追加 ・芝生広場の施設管理運営のため駐車場入口の車止めを追加 ・盛土区間の雨天による土砂流失防止のため仮舗装を追加 ・その他、実施数量の変更 <p>2回目の変更理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同時施工の水道管移設工事に不測の日数を要し工期のみ延伸 <p>今回の変更理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・盛土材を現場発生土の土質が悪いため不足分を購入土に変更 ・現場発生土に竹根が混在し分別不可能のため最終処分場で処理 ・週休2日補正（4週8休）の達成が見込まれることから増額補正 ・その他、実施数量の変更 	

議案第73号

議決事項の変更について

令和5年3月22日に議決された議案第47号「工事請負契約の締結について」の一部を下記のとおり変更する。

令和6年6月10日提出

都城市長 池田 宜永

記

契約の金額を次のように改める。

3 契約の金額 1, 089, 784, 300円

議案第47号

工事請負契約の締結について

社会資本整備総合交付金事業 山之口運動公園補助競技場フィールド整備工事の施行に伴い、次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年2月22日提出

都城市長 池田 宜 永

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 社会資本整備総合交付金事業 山之口運動公園補助競技場フィールド整備工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 1,056,000,000円 |
| 4 契約の相手方 | 大淀・丸昭・桜木 特定建設工事共同企業体
代表者 都城市上長飯町5427番地1
大淀開発 株式会社 |

社会資本整備総合交付金事業 山之口運動公園補助競技場フィールド整備工事

- 1 工事概要
- | | |
|---------------|----------------------------------|
| 土工 | N = 1 式 |
| 散水施設工 | N = 1 式 |
| 排水施設工 | N = 1 式 |
| 電気通信施設工 | N = 1 式 |
| グラウンドコート舗装工 | A = 1 9 1 3 4 . 3 m ² |
| グラウンドコート施設整備工 | N = 1 式 |
| 地盤改良工 | N = 1 式 |
| 付帯工 | N = 1 式 |
- 2 予定価格 1, 0 8 1, 1 2 7, 3 0 0 円 (消費税及び地方消費税込み)
9 8 2, 8 4 3, 0 0 0 円 (消費税及び地方消費税抜き)
- 3 落札価格 1, 0 5 6, 0 0 0, 0 0 0 円 (消費税及び地方消費税込み)
9 6 0, 0 0 0, 0 0 0 円 (消費税及び地方消費税抜き)
- 4 落札率 9 7 . 6 7 %

5 入札参加業者及び入札結果

入札参加業者	第1回入札金額 (円)	摘要
吉原・木場・丸宮 特定建設工事共同企業体 (50 : 30 : 20)	963,180,000	
大淀・丸昭・桜木 特定建設工事共同企業体 (45 : 35 : 20)	960,000,000	落札
徳満・真栄・南星 特定建設工事共同企業体 (40 : 35 : 25)	964,200,000	

備考 入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額である。

専決第4号

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された工事の変更契約の締結について、次のとおり専決処分する。

令和5年5月8日専決

都城市長 池 田 宜 永

議決年月日	令和5年3月22日（令和5年議案第47号）		
工 事 件 名	社会資本整備総合交付金事業 山之口運動公園補助競技場フィールド整備工事		
相 手 方	大淀・丸昭・桜木 特定建設工事共同企業体		
変 更 事 項	契約金額	議決のあった契約金額	1,056,000,000円
		第1回変更後の契約金額	1,056,000,000円
		今回変更後の契約金額	1,071,988,000円
		議決金額からの増減額	15,988,000円増額 (増減率1.51%増)
変 更 理 由	次の理由により、契約金額の変更を行うもの。 ・国及び県からの通知に倣い、特例措置（令和5年3月1日以降に契約を行う工事であって、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているもののうち、新労務単価に基づく契約に変更するための協議をしたものについて新労務単価に基づく請負代金額に変更する措置）を適用するため。		

(文書取扱 総務部契約課)

専決第207号

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された工事の変更契約の締結について、次のとおり専決処分する。

令和6年2月19日専決

都城市長 池 田 宜 永

議決年月日	令和5年3月22日（令和5年議案第47号）		
工 事 件 名	社会資本整備総合交付金事業 山之口運動公園補助競技場フィールド整備工事		
相 手 方	大淀・丸昭・桜木 特定建設工事共同企業体		
変 更 事 項	契約金額	議決のあった契約金額	1,056,000,000円
		第1回変更後の契約金額	1,056,000,000円
		第2回変更後の契約金額	1,071,988,000円
		今回変更後の契約金額	1,081,153,700円
		議決金額からの増減額	25,153,700円増額 (増減率2.38%増)
変 更 理 由	<p>次の理由により、契約金額の変更を行うもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土工について、当初想定していなかった軟岩の出現により単価を見直した。 ・電気通信施設工について、作業内容を見直した。 ・地盤改良工について、チェックボーリングの結果を鑑み施行範囲を変更した。 ・技術管理費について、現地地盤の状況を確認するためチェックボーリング数を増やした。 ・現地精査及び現地条件見直し等に伴い単価・数量を変更した。 		

(文書取扱 総務部契約課)

1 変更理由

グラウンドコート舗装工において、ポリウレタン舗装を施した蓋の制作手間等、特殊作業項目を追加変更し、請負代金額の変更をおこなうもの。

2 変更内訳

工 種	変更内容	追加費用額 (円)
舗装工	ウレタン蓋加工	7, 8 4 6, 0 0 0
合計 (税抜)		7, 8 4 6, 0 0 0
消費税及び地方消費税額		7 8 4, 6 0 0
追加費用総計		8, 6 3 0, 6 0 0

3 変更後の契約金額

現在の契約金額	1, 0 8 1, 1 5 3, 7 0 0 円
追加費用額	8, 6 3 0, 6 0 0 円
変更後の契約金額	1, 0 8 9, 7 8 4, 3 0 0 円

議案第74号

議決事項の変更について

令和5年12月18日に議決された議案第141号「工事請負契約の締結について」の一部を下記のとおり変更する。

令和6年6月10日提出

都城市長 池田 宜永

記

契約の金額を次のように改める。

3 契約の金額 357,222,800円

議案第141号

工事請負契約の締結について

社会資本整備総合交付金事業 都城運動公園北側エリア駐車場外整備工事の施行に伴い、次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年11月29日提出

都城市長 池田 宜永

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 社会資本整備総合交付金事業 都城運動公園北側エリア
駐車場外整備工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 327,008,000円 |
| 4 契約の相手方 | 吉原・徳満・南星 特定建設工事共同企業体
代表者 都城市中原町32街区1号
吉原建設 株式会社 |

社会資本整備総合交付金事業 都城運動公園北側エリア駐車場外整備工事

- 1 工事概要
- | | |
|-----------|---------------------------|
| 舗装工 | A = 15,941 m ² |
| 雨水排水設備工 | N = 1 式 |
| サービス施設整備工 | N = 1 式 |
| 園路広場工 | N = 1 式 |
| 施設撤去工 | N = 1 式 |
| 植栽工 | N = 1 式 |
| 信号機移設 | N = 1 式 |
- 2 予定価格
- | |
|-----------------------------|
| 333,683,900円 (消費税及び地方消費税込み) |
| 303,349,000円 (消費税及び地方消費税抜き) |
- 3 落札価格
- | |
|-----------------------------|
| 327,008,000円 (消費税及び地方消費税込み) |
| 297,280,000円 (消費税及び地方消費税抜き) |
- 4 落札率 97.99%

5 入札参加業者及び入札結果

入札参加業者	第1回入札金額 (円)	摘要
丸昭・桜木・博栄 特定建設工事共同企業体 (40 : 30 : 30)	303,050,000	
吉原・徳満・南星 特定建設工事共同企業体 (45 : 35 : 20)	297,280,000	落札

備考 入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額である。

1 変更理由

近隣に土捨て場を確保出来なかったため残土運搬距離を増加したことにより請負代金額の変更をおこなうもの。また、受注者が週休2日（4週8休）に取り組むことを希望したことから増額補正をおこなうもの。

2 変更内訳

工種	変更内容	追加費用額（円）
土工	残土運搬距離増	18,890,000
—	週休2日補正	8,578,000
合計（税抜）		27,468,000
消費税及び地方消費税額		2,746,800
追加費用総計		30,214,800

3 変更後の契約金額

現在の契約金額	327,008,000円
追加費用額	30,214,800円
変更後の契約金額	357,222,800円

議案第75号

財産の取得について

次のとおり高規格救急自動車を取得することについて、地方自治法第96条第1項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年6月10日提出

都城市長 池田 宜永

- | | |
|----------|------------------------------|
| 1 取得財産 | 高規格救急自動車 |
| 2 数量 | 1台 |
| 3 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 4 契約金額 | 33,979,000円 |
| 5 契約の相手方 | 都城市吉尾町57番地
宮崎日産自動車株式会社都城店 |

議案第75号関係資料

- 1 取得財産 高規格救急自動車
- 2 数 量 1台
- 3 予定価格 35,000,000円（消費税及び地方消費税込み）
- 4 落札価格 33,979,000円（消費税及び地方消費税込み）
- 5 落札率 97.08%

6 指名業者及び入札結果

指 名 業 者	第1回入札金額（円）	摘要
宮崎日産自動車株式会社都城店	33,979,000	落札
宮崎トヨタ自動車株式会社	34,161,560	

備考：入札金額は、消費税及び地方消費税込みの金額である。

7 車両の仕様

- (1) 高規格救急自動車
- (2) 乗車定員：7名以上
- (3) エンジン：ガソリンエンジン
- (4) トランスミッション：電子制御5速以上 A/T
- (5) 駆動方式：四輪駆動
- (6) 他積載品・付属品含む。

議案第 76 号

宮崎県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

宮崎県後期高齢者医療広域連合規約を別紙のとおり変更することについて、地方自治法第 291 条の 3 第 1 項の規定に基づき、関係地方公共団体と協議する。

令和 6 年 6 月 10 日提出

都城市長 池田 宜永

別紙

宮崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

宮崎県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年宮崎県シレイ第 22490－712 号）の一部を次のように変更する。

別表第 1 第 2 号及び第 3 号中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

議案第76号関係資料

宮崎県後期高齢者医療広域連合規約新旧対照表

宮崎県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年宮崎県シレイ
第22490-712号）

改正後	改正前
別表第1（第4条関係） （1）〔略〕 （2） <u>資格確認書等</u> の引渡し （3） <u>資格確認書等</u> の返還の受付 （4）～（6）〔略〕	別表第1（第4条関係） （1）〔略〕 （2） <u>被保険者証及び資格証明書</u> の 引渡し （3） <u>被保険者証及び資格証明書</u> の 返還の受付 （4）～（6）〔略〕